

考えよう！ ペットの飼い方とマナー 飼い主としてのマナーを守りましょう！

多くの人が犬や猫に魅力を感じたとしても、すべての人が好感を持つわけではありません。犬や猫に関する苦情や相談が、県や市に数多く寄せられています。ペットを飼っている人は、今一度、ふん尿、鳴き声、放し飼いなど、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

犬や猫を飼ったら……

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です。

犬を飼った場合は、必ず予防注射を受けさせ、市に登録しましょう。また、鑑札と注射済票は必ず犬につけておきましょう。鑑札がついていれば、犬が迷子になったときも、飼い主を調べることができます。

●登録を済ませた犬が死亡したり所有者や所在地を変更した場合は届出が必要です。

●犬や猫は責任をもって終生飼いましう。

どうしても飼えなくなった場合は、新たに飼い主を見つけるよう努力しましょう。

●散歩の時は必ずリードを！

犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

●犬の鳴き声に注意を

特に夜間や早朝の犬の鳴き声は、飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になる場合がありますので、普段から、正しいしつけを心がけてください。

●猫は家の中で飼うようにしましょう。

猫を自由に外出させることで、他の猫とのけんかによるストレスや伝染病に感染する機会をふやしたり、また、交通事故など猫の寿命を縮めてしまいます。

●飼い猫は不妊手術を受けさせましょう。

不妊手術は生殖器特有の病気の予防

の制度を利用してください。

犬の引き取り

○日時

火曜日 午前九時～正午
木曜日 午後一時～五時
※祝日の場合は除きます。

○場所

兵庫県動物愛護センター
詳細はお問い合わせください。

○費用

生後九日以上以上の犬は、
一匹につき 一、七〇〇円
生後九日以内の犬は、
一〇匹まで 一、七〇〇円

○持参するもの

①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票
ただし、生後九日以内の犬は不要

猫の引き取り

○日時

偶数月(四月・六月・八月・十月・
十二月・平成十八年二月)の第三水曜
日の午前九時三〇分～午前一一時

○場所

市役所南館玄関横

○費用

生後九日以上以上の猫は、
一匹につき 一、七〇〇円
生後九日以下の猫は、
一〇匹まで 一、七〇〇円

○引き取り

※飼主のいない拾得猫は無料です。
※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、火・水曜日の午前九時～正午及び木曜日の午後一時～五時
※祝日の場合は除きます。

お問い合わせ

兵庫県動物愛護センター

尼崎市西昆陽四丁目一一

☎06・6432・4599

死獣の引き取り

○手続き

開庁日 午後二時三〇分までに市生活
環境部総務課(☎2050)へご連絡

ください。

閉庁日 市役所(☎2121)へご連絡ください。
※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(正午から一二時四十分を除く)に生活環境部総務課までお越しください。

○用意するもの

飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

○引き取り

開庁日 午後二時三〇分から四時まで
に職員が引き取りに伺います。

○費用

飼主のいる動物
大型犬等(動物) 一匹 三、〇〇〇円
中型犬等(動物) 一匹 二、五〇〇円
小型犬等(動物) 一匹 二、〇〇〇円
※飼主のいない動物は無料です。

清潔なまちづくりにご協力を

市では、地域で美化に取り組んでいただくために、各自治会から推薦いただきました八十一名の方を美化推進員さんとして委嘱させていただいております。ごみのポイ捨て防止には市民の皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、美化推進員さんとの連携による清潔なまちづくりにご協力いただきますようお願いいたします。

●バスの停留所等公共の場所での空き缶やタバコの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。

ごみは持ちかえりましょう。喫煙される方は携帯用の吸い殻入れをご使用ください。

●タバコを吸われる方はマナーを守りましょう。

あしや温泉のご案内

平成7年12月のオープン以来、神経痛や疲労回復等に効果があることから、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

温泉水も、1回20リットルまで無料で持ち帰ることができます。

営業時間 午後2時から10時まで

休業日 ・毎週火曜日及び毎月第1・3水曜日

ただし、当日が国民の祝日に当たるときは除く。

・1月1日から1月3日まで

設置場所 呉川町14番10号 ☎32-0204

温泉水の持ち帰り時間は、午前11時から午後7時まで。

入浴料(円) *7月1日から料金が変わります。

利用者の区分	6月30日まで	7月1日から
	入浴料	入浴料
12歳以上65歳未満のかた(市内)	340	380
12歳以上のかた(市外)		
65歳以上のかた(市内)	240	260
12歳以上の心身障害者(児)(市内)		
6歳以上12歳未満のかた(市内・市外)	130	130
6歳以上12歳未満の心身障害児(市内)		
6歳未満のかた(市内・市外)	60	60
6歳未満の心身障害児(市内)		
6歳未満のかた(市内・市外)	40	40
6歳未満の心身障害児(市内)		